

館山市議会基本条例
逐条解説

平成26年12月25日

(令和4年5月1日改正)

館山市議会

(前文)

議会は、市長とともに市民の信託を受けて活動する二元代表制の一翼を担う市民の代表機関であり、直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させる使命が課せられている。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により、地方公共団体が自らの責任において、団体のすべての事務を決定することとなり、地方公共団体の議事機関である議会が果たすべき責務と役割の重要性はさらに高まった。

議会が、この使命を全うするためには、市長をはじめとする執行機関と協力し合い、また、健全な緊張関係を保持しながら、議会の持つ監視、評価、政策立案及び提言の機能を発揮できるようにしなければならない。

そのためには、市政に関する様々な事柄に対し、自由闊達な議論によって論点を明らかにすることが求められている。また、それと同時に積極的な情報公開と市民との対話を通じて、市民に対する説明責任を果たしていかなければならない。

館山市議会は、地方分権の進展による行政運営の変化、市民の意識や価値観の多様化などの今日的課題に的確に対応するため、議員がより一層責任を自覚して、公平、公正、透明な議会運営を推進し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指して、ここに議会基本条例を制定する。

【解説】

この前文においては、議会の使命、議会改革の重要性（背景）、使命実現のための取り組み、そして決意について述べています。

つまり、地方分権が進む中で館山市が自らの権限と責任において行政執行することに対して、議会・議員が市民から選ばれた二元代表制の一翼として、自主性や自立性を高め、その課せられた機能をいかに発揮することを追求しています。

その手段として、議員相互間の自由闊達な議論と市民との対話と説明責任を求め、その結果によって得られた政策立案と提言を求めています。

最後に、議会及び議員のあり方に思いをいたし、真に市民の負託に応えられる市議会を目指したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務、議会の運営原則並びに議員の活動原則その他議会の基本理念を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文において掲げた宣言を受けて条例の目的を明らかにしたものです。具体的には、議会運営及び議員の活動等に関する基本的事項を定め、よりよい自治体運営を図ることを明記したものです。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市の議会運営の基本原則を定めるものであり、議会に関する他の条例や規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

この条例の位置づけを明確にしたもので、この条例が議会に関する基本原則を定めたものであり、議会に関する他の条例や規則は、この条例と整合を図ることを規定したものです。

(議会及び議員の責務)

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

【解説】

総則で議会及び議員の責務を明確にすることにより、議会及び議員の取り組みと自覚を促したものです。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営するものとする。

- (1) 市民の代表機関として、公平性、公正性、透明性を確保し、開かれた信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長をはじめとする執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視し、評価すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (4) 議会に関する条例、規則等は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (5) 分かりやすい言葉、表現を用い、市民の傍聴意欲をはじめ、市政への関心を高める議会運営に努めること。

【解説】

議会は、市民から直接選挙された複数の議員からなる合議体であることから、幅広い民意を把握することが可能です。併せて、議会の活動を市民に関心をもってもらうことが、民意の反映には欠かせません。

このような意味から市民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を実現していくために必要な、5つの原則を規定したものです。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員同士の自由な討議を重んずること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、個別の事案の解決だけでなく、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- (3) 市民の意思を反映した政策の立案や、議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。

【解説】

館山市議会議員として、その責務を果たしていくための活動の原則3項目を明記したものです。

議員同士の自由な討議を重んじること、個別の事案の解決だけではなく、市民全体の福祉向上を目指すこと及び、そのための政策立案や条例提案することを規定しています。

(会派及び代表者会議)

第6条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言その他の過程において議論を尽くし、会派内での合意形成に努め、その意思を表明することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

4 会派及び代表者会議について必要な事項は、館山市議会会派に関する規程（平成21年議会訓令第2号）で定める。

【解説】

会派とは、議会内で考えを同じくする議員の集合体のことを言い、会派の結成根拠を規定しています。さらに、会派が議論を尽くし合意形成した意思について表明できること、また、会派の代表者会議を議長の権限で実施できることを規定するとともに、代表者会議の細部については、館山市議会会派に関する規程（平成21年議会訓令第2号）で定めることを明記しています。

なお、館山市議会の場合、会派には所属議員が1名の一人会派を含みます。

(全員協議会)

第7条 全員協議会について必要な事項は、館山市議会全員協議会に関する規程（平成21年議会訓令第1号）で定める。

【解説】

館山市議会では、全議員が参加して協議・議論する全員協議会を設けています。この条では、全員協議会の目的・構成・運営等、必要な事項については、館山市議会全員協議会に関する規程（平成21年議会訓令第1号）で定めることを明記しています。

(議長の権限と役割)

第8条 議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定めるところによるものとし、その役割については、館山市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）で定める。

【解説】

議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定められているものであり、その役割については、館山市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）で定めることを明記しています。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開及び市民参加)

第9条 議会は、市民に対して議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、多様な意見を代表する合議制の機関として、市民との意見交換の多様な場を設け、政策提案の拡大に努める。

【解説】

議会が市民に対して果たすべき責任として、議会活動に関する説明責任と市民の意見を議会に反映させることが不可欠であります。そのためには、議会活動に関する情報公開を積極的に実施するとともに、市民参加を具現化できる市民との意見交換の場を多様に設けることを規定しています。

(議会報告会)

第10条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

【解説】

市民との意見交換の場の一つとして、全議員が各地域に出向き、議会活動の状況（議案や政策提言等）を報告するとともに、市民の関心や意見を直接聴取する機会として、議会報告会を開催することを規定しています。

なお、議会報告会の開催単位や内容、場所等の細部については別途定めることとします。

(態度表明等)

第11条 議会は、すべての議案に対する各議員の態度を表明するとともに、議員の活動に対する市民の評価に資する情報の提供に努める。

【解説】

市民に議員の議決に対する態度を明らかにすること（具体的には、広報誌やインターネットでの公表）により、議員の活動に関して市民の評価に資することを規定しています。

第4章 議会と執行機関の関係

(議会と市長等との関係)

第12条 議会審議における議員と市長等とは、緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と市長等の説明員は、論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

【解説】

議会審議において議員と市長等とは、妥協することなく緊張関係を保持することとしています。

本会議及び委員会における質疑で、市長等の説明員は論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、質疑の趣旨を確認できることを規定しています。

また、本会議で委員長報告する議員についても同様に、会議の論点及び争点を明確にするため、質問議員へ質疑の趣旨を確認できることを規定しています。

(適正な議会費の確保)

第13条 議会は、適正な議会の活動費を確保するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

【解説】

予算編成は市長の専属管轄事項ですが、議会は二元代表制の一翼を担う立場から、適正な議会活動を行うための「議会費」について、議会自らが「予算要望書」を作成して、市長に提出できることを規定しています。

(議決事件の追加)

第14条 法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件は、市の基本構想の策定、変更及び廃止に関することとする。

2 議会は、議事機関としての機能強化のため、前項に定めるもののほかにも、必要があると認めるときは、市長等と協議の上議決事件の追加をすることができる。

【解説】

議会の議決すべき事件は、法第96条第1項において、条例の制定、改廃や予算の議決、決算の認定等、15項目が規定されていますが、同条第2項では、条例で議会の議決事件を追加できることが明記されており、市政の重要な事項を議会が議決することは、地方分権が推進される中で不可欠なものとなっており、多くの自治体でも議決事件を追加しております。

館山市議会としては、館山市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本

構想の策定、変更及び廃止に関しては、市政の重要な事項と認識し、議決事件に追加したものです。

また、今後ともこの議決事件の追加に関しては、前項で規定した基本構想に限らず、重要な事件の追加についても、必要があると認めるときは、執行部と協議の上実施することを規定したものです。

(市長による政策形成過程の説明)

第15条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業その他の事項（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理するとともに、その水準を高めるため、市長等に対し、必要に応じて、政策等に関し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求める。

- (1) 当該政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の政策等との比較検討の有無及びその内容
- (4) 立案の過程における市民参加の有無及びその内容
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる効果及びコスト

【解説】

現状でも予算及び決算の説明において実施されているところですが、明文化することにより実効性の高いものにしようとしたものです。

市長等が重要な政策等について説明すべき7つの観点について示しました。これにより、政策水準の向上と議会審議における公正性、透明性の確保及び論点の明確化が図れるものと考えられます。

(予算及び決算における説明)

第16条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求める。

【解説】

現状においても実行されている事項ですが、明文化することにより実効性を高いものにしようとしたものです。

第5章 自由討議

第17条 議長及び委員会の委員長は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努める。

【解説】

この条例の重要な視点は、市政の各種課題に対する議員相互の自由闊達な議論によって論点を明らかにし、課題を解決しようとしていることであり、議員相互の自由闊達な議論は議事運営の根幹をなしているものです。

そのような意味から、あえて「自由討議」を章立てにしたもので、議長、委員長に自由討議を重視した議事運営を求めたものです。

第6章 委員会の活動

第18条 委員会は、市政における諸課題を適正に判断し、その専門性を活かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 常任委員会及び特別委員会は、政策立案及び政策提案を積極的に行う。
- 3 委員会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。
- 4 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 5 委員会は、館山市議会委員会条例（昭和62年条例第7号）に定めるところにより公開しなければならない。
- 6 委員会は、付託された議案や請願、陳情を審査するほか、市政の諸課題を取り上げ、閉会中も継続して調査を行い、議会としての意見を集約する。
- 7 議会は、館山市議会委員会条例の改正に当たっては、館山市議会議員定数条例（平成14年条例第36号）との整合を図らなければならない。

【解説】

議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため常任委員会、特別委員会を設けています。

ここでは、委員会活動が適切に行われるよう、必要な事項7項目を規定したものです。

なお、条例の中で「常任委員会及び特別委員会」と明記する場合は、議会運営全体について協議するための議会運営委員会を含みません。

第7章 政務活動費

第19条 政務活動費は、議会の審議、政策立案その他の機能強化に関する調査研究その他の活動に資するため、館山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第12号）で定めるところにより、交付され、議員はこれを適正に執行しなければならない。

2 議長は、公正性及び透明性の確保の観点から、市民への説明責任を果たすべく、政務活動費の交付を受けた会派ごとに収支状況を、その報告を受けた年の9月末日までに公表する。

【解説】

政務活動費は、議員の政務活動基盤の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために交付されているもので、使途の公正性、透明性を確保し、市民への説明責任を果たすべく、その使途を明らかにすることを規定しています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第20条 議会は、この条例の理念を全議員で共有し浸透させるため、任期の開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。その他の時期においても、特に研修の必要性が生じたときは同様とする。

2 議会は、広く各分野から専門的知識を取り入れ、議員の政策立案及び提言の能力の向上に資するため、議員研修の充実強化に努める。

【解説】

この条例の理念を全議員が共有し、浸透させるためにこの条例に関する研修を明記したもので、一般選挙後と必要に応じて実施することを規定しています。

また併せて、議員の政策立案及び提言能力の向上のため、議員研修を充実させることを明記しています。

（議会事務局の体制整備）

第21条 議会は、議会及び議員が行う政策立案及び提言並びに監視及び調査について補助する組織である議会事務局について、機能の充実及び強化のための体制整備を図る。

【解説】

議会及び議員の政策形成等、様々な機能を補助する議会事務局の体制整備について規定しています。

議会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会がその機能を存分に発揮できるように、議会活動を補助する役割を担っており、その体制整備の充実強化を明記したものです。

(議会図書室の充実)

第 22 条 議会は、議員の政策立案及び提言の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努める。

【解説】

議会は、法第 100 条及び提言能力の向上を図る 19 項「議会図書室の附置」の規定により、官報、広報、刊行物等、公文書の保管義務が課せられていますが、併せて議員の政策立案及び提言能力の向上を図るため、議会図書室を充実させることを規定しています。

(議会の広報広聴の充実)

第 23 条 議会は、多くの市民の議会及び市政への関心を高めるため、広報広聴委員会を設置し、議会報、市議会ホームページその他の多様な広報手段の活用及び議会報告会の開催等により広報広聴活動の充実強化に努める

【解説】

多くの市民が議会と市政に対する関心を高めることを目標に、議会の広報広聴の充実を図るため、広報広聴委員会の設置を規定しています。

あわせて、広報広聴委員会は、市政の重要な情報を周知するため、議会報や議会ホームページなどの広報手段の活用と議会報告会の開催などを行うことで、広報広聴活動の充実強化を努めることを明記しています。

第 9 章 議員の政治倫理

第 24 条 議員は、市民の選挙により選出された者として、その高い倫理性を保持するよう常に自覚し、名誉及び品位を損なう行為を慎まなければならない。

2 議員は、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

【解説】

議員は、その活動の公正を確保し、職責による行為で議会への不信を招くようなことなく、市民の負託に値する高い倫理的義務に徹しなければなりません。

また、その職権や地位による影響力から、高い倫理の保持を求められており、特定の者の利益の実現を求めて、公共の利益（市民福祉）を損なうことがあってはなりません。

また、議会以外の場においても、議員としての名誉と品位を損なうような行為は厳に慎まなければなりません。

このような意味から、議員の倫理的義務を規定したものです。なお、館山市議会政治倫理条例については、別途制定することとしています。

第 10 章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

第 25 条 議員定数は、館山市議会議員定数条例で定める。

2 議会は、議員定数を改正しようとするときは、行財政改革の観点からだけでなく、市政の現状、将来にわたる課題及び展望を考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討する。

3 議員又は委員会は、議員定数を改正しようとするときは、理由を付して、議案を議長に提出する。

【解説】

議員定数は、館山市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 36 号）で定められていますが、議員定数の改正にあたっては、単に行政改革や財政的な視点だけでなく、館山市の現状や将来にわたる課題等を考慮し、市民の意向を把握したうえで、館山市の実情に合った定数を検討することとしています。

また、市長の提案権は認めますが、委員会又は議員が定数改正を提案する場合は、市民への説明責任を果たすためにも、改正理由を付すことを義務づけています。

(議員報酬)

第 26 条 議員報酬は、館山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年条例第 22 号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正にあたっては、館山市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 49 号）で定めるところにより、審議会の意見を聴くとともに、必要に応じ、市民の意向の把握に努めるものとする。

【解説】

議員報酬は、館山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年条例第 22 号）で定められていますが、報酬の改正にあたっては、条例の定めるところにより、館山市特別職報酬等審議会の意見を聞くとともに、必要に応じて市民の意向を把握することを規定しています。

第 11 章 条例の検証及び見直し

第 27 条 議会は、市民の意見、社会情勢その他の状況を勘案して、この条例の目的が達成されているか常に検証し、必要に応じ、改正を含む適切な措置を速やかに講ずる。

【解説】

この条例の規定内容に沿った議会運営の検証と、市民意見や社会情勢等を勘案し、条例施行後も議会の在り方について不断の検討を重ねることとし、必要に応じて所要の措置を講ずることを規定しています。

この条例の改正にあたっては、あくまで「市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与する。」という条例の目的をより確実に実現するためのものでなくてはなりません。